

(仮称) 川崎ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書

1 事業計画の重大性

本事業計画は、川崎町民の様々な想いに関わる大規模な事業であり、また、事業実施想定区域（以下「想定区域」）は、川崎町民をはじめ宮城県民の心に深く根差した蔵王連峰が含まれる極めて重要な地域である。

2 水源地・水源涵養地の保全

川崎町は手つかずの自然が残された豊かな大地を有し、森林面積は町全体の約8割を占める。想定区域及び周辺の山地は、水源涵養に重要な地であり、自然のダムとして災害の未然防止機能を有するとともに、湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼である釜房ダムの水質保全に寄与している。また、この一帯から流れ出る水は、川崎町上水道の原水にもなっている。

事業に伴う大規模な樹木の伐採や造成により、これらの機能が低下し、水質の悪化や洪水、土砂災害等が発生する危険性が高まることを懸念する。

3 騒音

風力発電設備設置想定範囲から2kmの範囲に住居が637戸存在し、2.2kmの距離には小学校が存在する。配慮書では騒音に関し、「環境について重大な影響ができる限り回避又は低減されている」との評価となっているが、個々人による聞こえ方の違いや気象条件等の不確定な要素もあるため、規定の調査内容だけでなくさらに調査を追加する等、適切な評価を行う必要がある。

4 土砂災害の危険性等

青根地区においては、令和元年の台風19号により、広範囲にわたってがけ崩れや土砂流出等の被害が発生した。このため、現在宮城県施行による復旧治山工事が進められているところであるが、風力発電施設の計画地が被災地に隣接することから、施設の建設が土砂災害を助長するのではないか等の懸念が生じている。

この他、工事に伴う大型車両の往来により交通事故の発生が高まること、山林の伐採により害獣が里に下りて田畑を荒らすこと、さらには観光への悪影響等についても大きな懸念材料となっている。

5 景観

想定区域は、風光明媚な蔵王連峰の麓にあたり、事業が着手されてしまえば、後戻りすることができない、深刻な事態になると懸念されるが、主要な眺望点からの景観予測のうち、蔵王連峰が一望できる東側からの予測結果が少ない。このことから、日常生活における景観地点をさらに増やす必要がある。

6 動物・植物の保全

想定区域及びその周辺は、鳥獣保護区その他、特定植物群落も含まれる等、多様な動植物が存在する重要地域である。それらを保全するためには、専門家からの助言を得る等様々な観点により調査を行い、総合的な評価に基づき、事業実施の可否も含め慎重に検討・判断を行う必要がある。

7 風力発電所としての適地性

県の風力発電導入に係るゾーニングマップでは、大半が保護優先・地形障害エリアとなっていることや、「川崎町の環境と再生エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」において抑制区域に指定されていること等を踏まえると、なぜこの地を選定したのか理解しがたい。

8 町民等への説明

以上のことを踏まえ、町民等に対する説明は閉鎖的に進めずオープンにする等、疑念や誤解等が生じないように、繰り返し丁寧に進めること。特に建設地に隣接する地域住民に対しては、人体への影響や生活環境の変化に関する情報等をつまびらかにし、理解を得ながら事業を進めること。また、想定されるデメリットは事の大小に関わらず公表し、最大限の誠意を持って町民の不安を払拭することが、何よりも重要である。

9 今後の対応

現時点においては本事業計画についての説明が極めて不十分であり、町民の理解が得られているとは到底言い難く、事業を進める環境は整っていないと判断する。

以上により、川崎町としては事業者に対して、建設・稼動による影響と具体的な対応策に関する説明を尽くすよう強く求める。